九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

EECにおける農業問題（一）

小林, 晃

https://doi.org/10.15017/4403366

出版情報：經濟學研究. 30 (4), pp.49-86, 1964-10-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

EECにおける農業問題（一）

小林晃

目次

はじめに
一、共通農業政策の概要
二、共同農業市場成立の経済的背景
三、EECと世界農産物市場

はじめに

第二次大戦後、ほぼ一九五五年にはじまるいわゆる「高度成長」期以降において、日本農業がかってない大きな変貌をとげつつあることはすでに周知のとおりである。とりわけ、そのような変化は、資本主義における農業問題のいわば集約点をなす農民層階級分解の形態変化といわれる事実の中に集中的に示されているといってよい。

農業人口の非農業部門への急速な流出、兼業化の急激な進行、徐々ではあるが総農家戸数が減少傾向を示しはじめる中で、ほぼ一・五町を境にして、それより上層において農家戸数が増加し、下層においては減少している。一見したところ、一・五町を境にして両極分解が進行しているかにみえる。しかし少し立ち入ってみると、下層農民のプロレタリ

ア化が離村ならびに兼業化という形で急テンポに進行しているのにたいして、上層への規模拡大は家族労作経営の最高限をなすとみられるほぼ三町の線で限界が画されているのであり、(1)その意味では自由主義段階にみられるような本来的な両極分解―一方における資本主義的経営の発展と、他方におけるプロレタリア化の進行という形ではない。

(註) 1、その点たとえば、農林省農地局業務統計によって三八年における全都府県の農地売買の動向を経営規模別にみると、二・五町までの農家では購入面積が売却面積を上回っているが、それ以上では逆に売却面積の方が購入面積を上回っているという事実からもある程度うかがわれよう。

それにしても三十年以降、顕著に現われてきたこのような傾向は、独占資本主義の古典的段階に一般にみられる「中農（ないし小農）標準化」という分解形態とは明らかに異った様相を示しつつあるといわなければならないのである。さらに注目されることは、このような変化は必ずしも日本農業に特殊的に現われたものではないということである。戦後国家独占資本主義体制の下で依然として小農経営を広汎に擁している西ヨーロッパ―EEC諸国の農業においても、戦後の「高度成長」の中で共通の諸現象が現われているからである。(2)なかでも西ドイツ農業がそうである。(3)

(註) 2　農林漁業基本問題調査事務局「西ヨーロッパ諸国における農業基本問題と基本対策」一九六一年、参照。

(註) 3、同右、「1」西ドイツ、および G.Behrendt, The Agrarian Problem in the Federal Republic of Germany: in "The German Economic Review" Vol. 2, No.2, 1964, p. 111～117. H. J. Seraphim und P. H. Burberg, Strukturwandlungen in der Landwirtschaf tder Bundesrepublik Deutschland: in "Wandlung der Wirtschaftsstruktur der BRD", Schriften des Vereins für Sozialpolitik, N.F.Band 26, 1962. S. 397～438.

このような分解形態の変化に象徴される戦後独占体制下の小農業の発展における変化は、一体何に由来するのであろうか、そしてまたそれは、いかなる性格と意味をもつものであろうか。まず前者についていえば、それは直接的には戦

後の急速な経済成長によってもたらされたものであることに異論はないであろう。しかし、いうまでもなく「高度成長」とは、単に経済成長率の高低という量的な問題でなく、戦後国家独占資本主義体制の強化・発展の過程であり、政策である。したがって、三十年以降の農業における諸変化も、つまるところ国家独占資本主義体制の発展が、農業におよぼした作用の結果だとみなければならないであろう。

それでは、そのような変化は、国家独占資本主義段階に固有な傾向を示すものといっていいのかどうか。[4] さらに、その変化の直接的原因である「高度成長」自体は国家独占資本主義段階の資本蓄積の特質からみてどう評価すべきなのか。また、そもそも国家独占資本主義の本質は何か、そしてそれは農業（小農経営）に、いかなるルートを通して、いかなる作用を及ぼすのであろうか。

（註）4、分解形態の変化を国家独占資本主義との関連で説明しようと試みているものに、大内力「日本経済論」（五九五頁）、佐伯尚美「現代日本農業問題の解明」（二五九頁）等がある。しかし、いずれもいまだ問題提起の段階にとどまっている。

また後者についていえば、これまで独占段階における農民層分解の一般的な分解形態とみなされてきた「中農標準（肥大）化」傾向と戦後におけるその変化は理論的にいかに関連し、またいかに説明さるべきものであろうか。戦後農業の変化が理論的に解明を要請しているところの諸問題は、結局以上のような点に帰着するといえるであろう。

これからＥＥＣの農業問題として包含される諸問題を西ドイツ農業を中心に分析していこうとするのも、右のような問題意識と視角からである。しかし、こゝでは、そこまで立ち入った分析はできないので、それは後の課題としよう。この稿では、ＥＥＣにおける農業問題分析の前提として、ＥＥＣ共同農業市場成立をめぐる諸問題をさしあたり次の三

点について、極めて概括的に分析・整理しておきたい。

その第一は、一九六二年一月一四日、加盟六ケ国の合意により成立したEEC共通農業政策の内容である。いうまでもなく、これは今後のEECにおける農政の基調と方向を示すものである。第二は、共同農業市場を成立せしめたところの、したがってまたEEC共通農政の大綱を規制したところの経済的背景である。これはEECそれ自体の成立の背景との関連で明らかにしなければ不十分であろう。[5] しかしここでは、もっぱら戦後における農業の動向の面からみるにとどめる。また事実、西ヨーロッパでは、すでに五十年代当初において農業部門独自の共同市場を創設しようとする動きがみられるのであり、したがって農業部門自体の中に市場の共同化を要求する背景が成熟しつつあったとみてよいと思われるからである。

(註) 5、とくにその場合、EECが新しい形態の帝国主義ブロックであるという観点から、EECの設立に際して、農業がいかなる役割を演じ、またその中でいかなる意義をもったか、という点を明らかにする必要があろう。

そして最後に第三は、共同農業市場の設立と共通農政の実施が、域外農業にいかなる影響を与えるかという点である。それはEEC農業の世界農産物市場における地位と今後の動向に関連する問題でもある。

一、共通農業政策の概要[1]

EEC共通農業政策の特徴は、一口にいえば、域内においては関税および輸入数量制限の徹廃による各国農業保護壁の除去（域内自由化）、域外にたいしては課徴金制を主要手段とする強力な域内農業保護主義の堅持という点にある。それは価格・市場（域内外）政策、構造政策、社会政策（生活・労働条件の改善、離農促進策等）等、広汎にわたって

いるが、要点を整理すればおよそ次のとおりである。

（註）1、EEC, Fifth General Report-1962. p. 140～166.
および大蔵省EEC研究会編「EECの全貌」一九六二年、日本国際問題研究所「EECの発展と展望」一九六三年、等参照。

(1) **市場統制機関の設置**—各国市場組織の統合　農業保護政策は一般に資本主義の独占段階に固有な政策であるが、その重要な柱をなすものが、国家権力の市場介入による農産物価格統制（ないし支持）と輸出入の管理規制を含めた全体としての農産物需給の調整であることはいうまでもない。EEC加盟各国においても、国により、また農産物の種類により若干の相違はあるが、いずれも右のような機能を果たすべく種々の農産物統制・管理のための国家機関がすでに組織されている。たとえば、フランスおよび西ドイツの穀物についてみれば、前者では穀物関係調整局（Office National Interprotessionnel des Céréales-ONIC）が、後者では穀物・飼料等輸入貯蔵公社（Einfuhr-und Vorratsstellen-EVSt.）が存在している。

共同市場の成立によって域内流通は原則的に自由化されるとしても、本質的にはあくまで管理された市場である。そしてまた従来各国がとってきた管理の程度と内容は、各国の農業構造・市場構造等の差違によって異っている。そこで共通農政は、単一市場形成の前提として、このような加盟各国に存在する種々の市場統制・管理機関をEEC段階において統合しようとするのである。これにより主要産品ごとにヨーロッパ市場統制機関（たとえばヨーロッパ穀物局—European Grain Office）が設置されることになる。

共通農政は、その対象産品を三つのグループに分けており、それにより管理・統制の程度は異なる。第一グループの

穀物（小麦・飼料用穀物）、砂糖、酪農製品については、もっとも強い市場統制が実施され、第二グループの肉類、卵については統制はややゆるく、また第三グループの野菜、果実、ぶどう酒については、ほとんど統制を行わず、原則として自由競争である。

以上のようなヨーロッパ農産物市場統制機関によって推進される最も重要な政策が域内価格政策と輸入課徴金政策である。

(2) **価格政策**　価格政策の当面の主要課題は、加盟各国によってそれぞれ異なった水準にある農産物価格（生産性の高低という要因がその基底にはあるが、現在ではむしろそれ以上に価格支持政策の強弱の度合が大きく作用していると思われる）をいかなる水準に、いかなる方式で統一するか（単一価格の実現）という問題である。さらには、域内単一価格への接近を実現していくなかで、構造改善・生産性向上によって農産物統一価格の引下げをはかることである。

その中心をなすものは穀物価格である。第1表が示すように、EEC諸国の農業生産に占める穀物の比重は、わが国などに比べて非常に低いが、全体としての農産物の価格水準にあたえる影響という点からすれば、やはりもっとも重要である。EEC諸国では、総農業生産価額の六〇～七〇%を動物性産品が占めている。だが、その場合、穀物は飼料としてコストの重要な要素をなし、穀物価格の水準如何は、これら動物性産品の価格水準を大きく規制する。それゆえに、穀物の比重が相対的に低いとはいえ、共通農政の価格政策においても、依然として中心的地位を占めるのである。

現在、EEC諸国の農産物価格には、いずれの産品についてもかなり大きな格差がみられるが、その中でももっとも大きな格差があるのが穀物価格である（第2表参照）。それが単一価格実現にとって障害となるであろうことは明らかである。一般的にいって、フランスがもっとも低く、西ドイツがもっとも高い。そこで域内単一価格を実施しようとす

第1表　EEC各国の農業生産額構成（%）

	西ドイツ	フランス	イタリア	ベルギー	ルクセンブルグ	オランダ	日本
穀類	9.4	10.7	21.0	8.7	11.6	4.4	49.6 (1)
(うち小麦)	4.4	8.7	17.0	6.9	10.5	1.8	43.8
甜菜	3.5	1.9	1.7	3.7	—	2.7	
果実	3.6	12.4	8.5	4.5	—	4.0	
野菜	2.9			11.5	—	7.0	
ぶどう酒	1.4	9.1	9.4	—	0.9	—	
ばれいしょ	5.1	2.3	2.2	3.6	3.3	4.8	
その他	2.2	2.4	10.0	5.2	—	9.1	
作物計	28.1	38.6	65.1	37.2	22.6 (2)	32.1	79.4
牛	14.7	15.1	8.7	15.7	16.0	12.7	
豚	23.4	11.9	5.1	12.3	22.8	14.9	
家禽	1.3	6.2	—	1.8	—	2.3	
卵	5.9	4.4	5.3	9.3	5.9	10.9	
牛乳・乳製品	26.3	20.9	11.0	21.0	32.8	20.0	
その他	0.3	2.9	4.8	0.1	—	1.0	
畜産計	71.9	61.4	34.9	62.8	77.8 (2)	67.9	20.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(註) 年度は1957年または1957～58年、日本は1962年。
(1)は米、(2)名称をあげないものを含む。
資料出所 CEE (Commission), Projet des proposition sur la politique agricole Commune, 1959.)

第2表　EEC 諸国の主要農産物価格

(DM/100kg, 60/61年度)

	小麦(軟質)	大麦(飼料)	甜菜	牛肉	豚肉	牛乳
E E C	100	100	100	100	100	100
西ドイツ	40.80	37.30	7.11	214.20	257.40	31.80
	104	122	123	104	115	99
イタリー	45.00	34.12	5.80	222.58	190.49	32.00
	115	112	101	108	85	100
ベルギー	38.22	27.55	5.43	207.73	194.21	31.25
	97	90	94	101	87	97
オランダ	33.85	27.02	4.86	187.85	181.22	29.28
	86	89	84	91	81	99
フランス	32.34	26.38	5.60	191.50	221.37	31.00
	82	87	97	93	99	97

(註) 平均生産者価格、牛豚肉のみは市場価格。

資料出所 H. Krohn, G. Schmitt, Agrarpolitik für Europa, Agrarwirtschaft Sonderheft 15. S. 100.

れば、結局、域内の最高と最低の算術平均的な水準に決定される可能性が強いから、そうなればフランスが穀物価格を漸次引上げることになるのに反して、西ドイツでは引下げなければならなくなる。その幅の如何によって、また単一価格実現の期間の如何によって各国農業が受ける影響は違ってくる。フランスと西ドイツの利害が鋭く対立する根拠の一つがここにあることはいうまでもないであろう。

ところで域内統一穀物価格は、共通農政の当初計画によると、次のような方式と期間を経て実現する予定になっていた。すなわち、加盟各国は毎年々間目標としての指標価格 (target price) を決定し、七年半の過渡期[2]中に漸次これを域内統一＝共通価格に接近せしめるというものである。指標価格とは、特別の標準品質にたいして適用する卸売価格で、かつ消費中心地の価格である。そし

てこの指標価格が需給の緩和によって大幅に低落するのを防ぐために、前述の市場統制機関が買上げ操作を行うのである。統制機関が市場操作に介入する場合の価格が介入価格（intervention price）とよばれ、それは指標価格の九〇～九五％となっている。いいかえれば、穀物価格が指標価格を五～一〇％下回った場合、滞貨買上げによって価格を一定水準に維持しながら、域内統一価格を漸進的に実現しようとするのである。さらになお、この他に保護価格（threshold price）が定められるが、これは輸入地における指標価格で次にみる輸入課徴金算定の基準となるものである。

（註）2、EEC条約の当初計画では、一九六九年十二月三一日までを「完全な経済共同体」へ移行する準備段階とし、この期間を過渡期（transitional period）とよんでいる。

共通農政は域内統一穀物価格をほぼ以上のような方式と期限によって実現していくことを規定していたのであるが、一九六三年十一月五日、単一価格の早期実現を骨子とする、いわゆるマンスホルト案（提案者 S.L. Mansholt は現EEC副委員長、農業担当）の提案によって予定が大巾に変更されることになった。[3] その内容は、[4] ㈠統一穀物価格は一九六四年七月一日から一挙に実施する、㈡対象産品および価格は軟小麦四二五マルク（トン当り、以下同じ）、硬小麦五〇〇マルク、ライ麦三七五マルク、大麦三七〇マルク、とうもろこし三七五マルクとする、㈢価格引下げにより収入減を蒙る農家にたいしては農業共同基金（後述）から一定額の補償金を供与するというものであった。

（註）3、EEC委員会が統一価格の一挙繰上げ実施を提案するにいたった背後には、ガットの関税一括引下げ交渉（いわゆるケネディ・ラウンド）が、一九六二年十二月以降、数回の作業部会を経て、六三年五月より本格的な交渉段階を迎え、主としてアメリカのEECにたいする強い関税引下げの要求にたいしてEECとして早急に足並みをそろえる必要に迫られたという事情があった。とりわけEECにおける既得市場の確保を求めるアメリカにたいして、あわよくば域内農産物市場を独占しようとするフランスは、農業問題の解決―統一穀価の決定をケネディ・ラウン

ド参加の前提として強く要求していた。提案者マンスホルトも「共通農政に関する諸決定に劣らず重要なことはケネディ・ラウンドにおける切迫した交渉に関する決定である」とのべ、そのために域内単一価格の早急な決定の必要を強調している。(EEC, Bulletin, No.2〜64, Extracts from the address delivered by Dr. S. L. Mansholt, p. 9.)

(註) 4、マンスホルト案についてはEEC, Bulletin, No.1—64, Chapter IV., No.2—64, Chapter V. 参照。

この案が実施されると西ドイツ産穀物が一一〜一五%引下げられることになるのにたいして、フランス産穀物は約一〇%の引上げとなる。しかもマンスホルト案は、域内単一価格を漸進的に実現していくというこれまでの案とまったく逆に、まず先に統一価格を設定し、各国はこれにサヤ寄せしてその価格を上下するというものである。もちろん、それによって損失を蒙る農家にたいしては、共同基金から一定の補償金を与えることになっているが、それも数年で打ち切られる。価格の一挙引下げによる自国農業への打撃を恐れる西ドイツ、イタリア、ルクセンブルグと統一価格の決定を急ぐフランス、オランダの利害が鋭く対立するのも当然である。一時は、この穀物価格の決定をめぐる西ドイツとフランスの対立を契機にEECは崩壊するかとまでいわれるほどであったが、一年余にわたる討議を経て両国の妥協なり、やっと六四年十二月十五日に決定をみた。

この結果、西ドイツの主張をとり入れて、統一穀物価格の実施期日が六七年七月に延期されたことと、イタリアの主張をとり入れて、イタリア産とうもろこしについては、統一価格より安い三三一・五マルクの例外価格が認められ、また西ドイツ、イタリアにたいして、三七年から三年間にわたって補償金がそれぞれ総額十一億二千一百万マルク、五億二千四百万マルク与えられることになったほかは、ほぼマンスホルト提案の線で、すなわちほぼフランス、オランダの要求する線にそって、域内統一穀物価格が決定された。(5)

（註）5、最終的に決定された統一穀物価格（トン当り）は次の通り。軟小麦四二五マルク、硬小麦五八〇マルク、大麦三六五マルク、ライ麦三七五マルク、とうもろこし三六二・五マルク。（「日本経済新聞」六四・十二・十六）

なお第二グループおよび第三グループに属する農産物については次のような価格政策がとられることになっている。まず、第二グループの肉類、卵については穀物におけるように指標価格を定めず、原則として域内は自由価格制をとる。ただし第三国にたいしては、域内市場の攪乱を防ぐため保護価格を定め、これ以下の価格で輸入される産品にたいしては課徴金を課することになっている。また第三グループの野菜、果実についても原則として域内自由価格制をとるが、第三国にたいしては数量制限は徐々に撤廃し、対外共通関税一本となる。

(3) 輸入課徴金政策　ＥＥＣ共通農政は域外にたいしては、強固な農業保護政策を展開する。そのための主要手段が輸入課徴金政策である。輸入課徴金（import levy）とは、輸入農産物価格が域内の指標価格を下回る場合に課せられる一種の輸入税であり、関税と同様な効果をもって域内の農産物価格を維持する役割をもつ。だが、これは関税と異って、定率ないし定額という固定性をもたず、輸入ＣＩＦ価格の変動にしたがって、つねにその差額が徴収されるという特徴をもっている。

まず第一グループの穀物の場合は、輸入課徴金は保護価格すなわち輸入地における指標価格と輸入ＣＩＦ価格との差額によって決められる。第二グループの肉類、卵については原則的には前者と同様であるが、直接に域内および域外価格の差からではなく、これら生産物の生産に要する飼料用穀物の域内価格と域外価格の差額に加えて、ＥＥＣ発足当時の関税を基準にして算定した一定額および前年平均輸入価格の一定率（最高七％）から間接的に算定する仕組になっている。第三グループは、すでにのべたように課徴金制は適用されず、もっぱら対外共通関税の操作に任せられる。なお域内産品についても単一価格が成立するまでの過渡期中は課徴金制が適用される。

このように課徴金制は、域内価格と域外価格の差額を可変的に徴収するという仕組をもつことによって関税よりはるかに強く域内農業を保護することになる。なぜなら輸出国がかりに輸出価格をいくら引下げても、それはただEECが徴収する輸入課徴金をそれだけ増加するにすぎないからである。そうでなくとも、一般に、EECの農産物価格は世界市場価格よりもはるかに高く、たとえば第3表が示すように小麦についてみると、EEC諸国とアメリカおよびその他の諸国との間には三〇%前後もの価格差がある。

第3表　世界主要国の小麦価格
ドル/トン、1961年

フランス	82	カナダ	67
西ドイツ	104	アメリカ	75
イタリア	106	アルゼンチン	38
イギリス	74	オーストラリア	60

資料出所　FAO, Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Statistics, 9/1963.

課徴金は、このような域内の相対的に高い価格をヨリ低い世界市場価格による競争から強力に保護するのである。ところで後でみるように、アメリカを筆頭に世界の主要農産物輸出諸国は、ほぼ一九五〇年代に入って以降ひきつづき過剰小麦の累増に悩まされているのである。課徴金政策がアメリカその他の諸国との間に激しい利害の対立を生みださずにおかないことは明らかであろう。

(4) 農業指導保証基金の設立　以上概観したEEC共通農政の財政金融的裏付けとして設立されるものが農業指導保証基金（Agricaltural Guidance and Guarantee Fund）である。基金の財源は輸入課徴金、加盟各国の分担金等からまかなわれる。そしてその支出は、およそ次の四つの面にわたっている。(イ)輸出補助金—域内過剰農産物の域外輸出促進のために、高い域内産の価格を少なくとも世界市場価格の水準にまで引下げることによって生ずる差額の

第4表　EECにおける経営規模別農家数（単位：%）

	年次	～5ha.	5～10	10～20	20～50	50～100	100～	当面経営平均1り積
西ドイツ	1957	48.7	24.6	17.9	7.7	0.9	0.2	8.05ha.
フランス	1956～57	30.4	22.3	25.1	17.7	3.5	1.0	17.23
イタリア	1950	66.7	18.2	9.4	4.0	0.9	0.8	4.98
オランダ	1957	38.7	27.6	22.4	10.4	0.8	0.1	7.36
ベルギー	1950	58.7	23.1	12.9	4.5	0.7	0.1	1.84
ルクセンブルグ	1957	32.8	19.8	26.8	19.3	1.2	0.1	12.58

資料出所　OEEC, Agricultural and Food Statistics.

補償。(ロ)域内統一価格の実施にともない損失を蒙る農家にたいする一定の補償金。(ハ)価格支持のための支出—域内価格が介入価格以下に低落した場合、価格維持のために統制機関が余剰滞貨の買上げ等に資金を投下するものである。(ニ)農業構造改善のための支出—EEC諸国でも、ほぼ五〇年以降の「高度成長」の中で、農村人口が急速に流出し始めるとともに、他方では農業所得の伸びが相対的に鈍化し、農工間所得格差の拡大傾向が顕著に現われてきた。このような事態の進行を背景に、零細農業（第4表参照）の整理と残存農家の経営規模拡大を目標とする、いわゆる構造政策が登場した。[6] この支出は、EECとしてそれに対処しようとするものである。しかし、共通農政では構造改善事業は、各国が共同して行う必要のある場合、および各国では実施の困難なものに限られており、その実質的な推進は加盟各国の農政に委ねられている。したがって共通農政では、構造政策はいわば理念として掲げられているにすぎないといえよう。

（註）6、これまでの農政のいわば基調をなした価格支持→増産→農家所得増大から、構造改善（零細農整理・規模拡大・機械化）→生産性向上→所得増大（所得格差是正）という方向への転換の兆は、西ヨーロッパ諸国でも一九五〇年以降の「高度成長」

の進行と歩調をあわせて顕著に現われてくる。(OEEC, Agricultural Polices in Europe and North America, 1956. Part II. p. 321. ff.)

もちろんそれは、ただちに支持価格制の廃止を意味するわけではなく、ただ農政の比重が支持価格政策から構造政策へ大きく移行しはじめたということである。このような西ヨーロッパにおける農政の新しい動きが五〇年代にあいついで制定された「農基法」に具体化されたことは周知のとうりであろう。(前掲「西ヨーロッパ諸国における農業基本問題と基本対策」参照)

もっとも、いうところの農業構業構造改善とは、あくまで家族経営の「自立・強化」という域をでるものではない。EEC農政当局も政策目標として「健全な家族経営」の育成をうたい、それを「共同体の経済的・政治的・社会的発展のためにもっともふさわしい経営形態」だとのべている。(EEC, First General Report, Chap. IV, Towards a Common Agricultural Policy, p.68)

二、共同農業市場成立の経済的背景

以上概観したような共通農政の方向にそって、EECは農業部門の統合を推進しようとするのであるが、しかし農業統合の構想はEECの設立と共に突如として現われたものではなかった。すでに五〇年代当初に、OEECの設立とそのもとでの域内自由化の進行を背景に主としてフランス、オランダのイニシャティブによって農業部門独自の共同体の構想が具体化されつつあった。フリムラン計画(Pflimlin Plan)、マンスホルト計画(Mansholt Plan)、シャルパンティエ計画(Cherpantier Plan)等いわゆるグリーン・プール(Green Pool)計画と称されるものがそれである。(1) これら西ヨーロッパ農産物市場組織化に関する諸計画は結局は各国の利害が一致せず実現をみなかったが、その中にもられた諸構想はヨリ精緻な形でEEC共通農政として結実したといってよい。

(註) 1、Achille Albonetti, Vorgeschichte der Vereinigten Staaten von Europe, 1961. S. 53.

それにしても、このような構想が、すでに五〇年代当初に、しかもフランスとオランダの主導のもとに現われたということは、共同農業市場成立の背景をみる上に重要な事実である。それを理解するためには戦後西ヨーロッパにおける農業生産の動向をみる必要があろう。

第5表 終戦直後の世界農業生産
—1946/47年度—

	農業総生産高	1人当り農業生産	1人当り食糧生産
	1934〜38年平均=100		
西ヨーロッパ	77	72	72
北アメリカ	134	121	124
ラテン・アメリカ	111	91	94
大洋州	95	87	85
極東（中共を除く）	88	77	80
近東	102	90	91
アフリカ	108	94	93
上記計	101	90	91
世界計(1)	92	85	85

(1) ソ連、東欧、中共の推定を含む

資料出所 FAO, The State of Food and Agriculture 1955. Annex Table 1, 2.

第5表が示すように、終戦直後の世界農業生産の水準は全体としてみれば、ほぼ戦前水準を維持していた。しかし戦争は地域別に農業生産の大きなアンバランスを生みだした。その中で最も特徴的な点は、北アメリカにおける生産の激増（戦前水準の三四%増）と、それと対照的な西ヨーロッパにおける生産の激減（同、三三%減）である。これはいうまでもなく、西ヨーロッパではほとんどの農地が戦場と化し、生産資材ならびに労働力が直接的軍需へ優先的に動員されたことの当然の結果であり、それにたいしてアメリカでは、戦時におけるヨーロッパ連合国にたいする食糧補給基地としての地位にあ

って農業生産を著しく高めえた結果である。戦争による農業生産の減退という点からいえば、恐らく西ドイツがもっとも甚大な影響を受けたといえるであろう。戦争による一般的影響はもちろんのこと、加えて、かってユンカーの拠点でもあった「東部および中央ドイツの主要農業地帯の分離」[2]による東部からの農産物移入の杜絶によって著しく食糧自給度を低めたからである。こうした戦争の直接間接の影響によって西ドイツをはじめヨーロッパ全域で農業生産は激減し、深刻な食糧危機を招来したのである。

(註) 2、G. Behrendt, The Agrarian Problem in the Federal Republic of Germany: in "The German Economic Review", Vol. 2, No. 2, 1964, p. 113.

このような食糧危機（不足）に当面して、西ヨーロッパ各国は、さしあたりアメリカの援助に依存せざるをえなかった。それは他方アメリカにとっては、戦時中の価格高騰の刺激による増産によって国内需要を大幅に上回るにいたった余剰農産物の格好の捌口となった。そして同時にアメリカは、この援助をヨーロッパ諸国のアメリカへの従属のもとでの資本主義的復興のために、さらにまたアメリカの主導のもとでの反社会主義ブロック結成の手段として利用しようとしたことはいうまでもない。

その裏付けとなったものが、いわゆるマーシャル・プランを中心とする諸援助であった。[3] その中で食糧・農業生産関係の援助が、いかに大きな比重を占めていたかは第6表をみれば明らかであろう。一九四八～五二年を通じての経済援助による商品輸入総額中、食糧・種子・肥料が、西ドイツで四三・五%、イギリスで二七・四%、フランスで一一・二%を占めている。さらにこれに農業機械を含めれば、実際に食糧・農業関係の援助の占める比重はさらに高くなるであろう。こうしたアメリカの巨額の援助によって、ともかく西ヨーロッパ資本主義諸国は、終戦直後数年つづいた食糧危機

第6表　アメリカの経済援助による商品輸入
(1948. 4. 3～52. 12. 31)　(単位百万ドル)

	フランス	西ドイツ	イギリス
合　計	2,611	1,370	3,218
食糧・種子・肥料	296	596	881
燃　料	670	60	388
原料・半製品	738	467	1,283
機械・自動車	493	38	235
そ の 他	49	95	249

資料出所　Statistical Abstract of the U. S. 1953, pp. 887～888.

に対処しえたのである。

(註) 3、マーシャル援助を中心とするアメリカの対外援助については次のものを参照。島田巽「マーシャル・プラン－米国の対外援助政策－」一九四九年。佐々木健「マーシャル援助体制と西ドイツ重工業の再編成」(東北大「経済学」第二六巻、第一号)

しかし、そうした中で西ヨーロッパ各国は、同時に自国における農産物の増産政策を最大限に推進していった。国内増産政策は、当時ヨーロッパにおいて食糧問題が資本主義体制崩壊の一契機になりかねない事態にあって、食糧不足を解消する目的のもとに推進されたことは勿論であるが、しかしただそれだけの理由によるものではなかった。マーシャル・プラン受け入れの条件としての戦後インフレの収束と資本の「正常」な再生産軌道の整備によって、独占資本が新たに資本主義列強として復興するためにも、国内食糧増産政策ないし自給化政策は必要不可欠の条件となったからである。

ほぼ五〇年代前半までの戦後世界資本主義におけるアメリカの生産力の圧倒的優位と西ヨーロッパ諸国の再生産機構の戦争による破壊という条件の下で、西ヨーロッパ独占資本がその再生産基盤を再建するためには、必要な諸生産手段

第 7 表 総 農 業 生 産 指 数 (1934—38年=100)

	1946/47	1947/48	1948/49	1949/50	1950/51	1951/52	1952/53	1953/54	1954/55	1946—55 増加率
西ヨーロッパ	77	85	95	104	110	115	115	122	124	61.0%
北アメリカ	134	129	139	133	133	137	148	148	141	5.2
ラテン・アメリカ	111	114	116	119	125	121	131	132	135	21.6
太洋州	95	107	110	117	112	107	121	122	120	26.3
極東	88	92	96	99	100	103	106	109	109	23.9
近東	102	101	113	112	121	126	135	143	138	35.3
アフリカ	108	112	118	125	130	133	140	144	145	34.3
上記計	101	104	111	113	116	119	125	128	127	25.7

註：ソ連、東ヨーロッパ、中共を除く

資料出所　FAO, The State of Food and Agriculture 1955. Annex Table 1.

をアメリカからの輸入に依存せざるをえなかったが、結局それはアメリカのヨーロッパ向け輸出を一方的に拡大することによって深刻な「ドル不足」を生みだした。しかし五〇年代半ごろまでの世界資本主義体制における力関係のもとでは、巨額の「ドル不足」を甘受することによってしか、西ヨーロッパの資本主義的復興は許されなかった。

こうした状況にあっては、「農産物の追加輸入は多くの国のドル資金にとって重い負担を課した。主として穀物および棉花からなる重要物資の追加輸入はやめるわけにはいかないし、またドル地域以外から入手することもできなかった。したがって、特に西ヨーロッパにおいては、穀物の国内生産の促進に特別の注意が払われた」のである。[4] こうして、戦後ほぼ五〇年代当初までの西ヨーロッパにおいて、増産政策を中軸とする国内農業保護政策が資本の積極的な要求として強く展開されてくるのである。

(註) 4、FAO, The State of Food and Agriculture 1955. (Review of a Decade and Outlook). p. 27.

ところで、この国内農業保護政策の中で、もっとも重要な役割を果たしたものは、農産物価格支持政策であった。価格支持を通して、農家所得の「安定と向上」を保証することによって農民の増産意欲を刺激し、その成果を一方では食糧危機の緩和に直接役立たしめると同時に、他方ではドル貨の節約―重化学工業用生産手段の輸入増加をはかったのである。さらに価格支持のほか各種補助金政策、新技術の導入等、最大限の食糧自給化という資本の要求に従って、国家による積極的な保護・援助が与えられ、やがて農業生産はいちじるしく増大した[5]（第7表参照）。

(註) 5、価格支持政策と共に、戦後農業技術の著しい進歩が、西ヨーロッパにおける農業生産の増加に寄与したこと、そしてそれが国家によって積極的に援助・奨励されたことをOEEC「食糧と農業に関する閣僚委員会」第一回報告書は次のようにのべている。「特に増産を目的とする諸政策とならんで、最近数年の間に著しい技術の進歩が行われた。これら現代農業技術の利用は、価格支持等を通して与えられた増産刺激と共に、政府の増大する援助によっ

て促進された」(OEEC, Agricultural Policies in Europe and North America 1956, p. 313.)

終戦直後の一九四六／四七年において、西ヨーロッパの総農業生産指数は、戦前水準（一九三四／三八年＝一〇〇）に比べて七七であったものが、早くも四九／五〇年には一〇四と、わずかではあるが戦前水準を凌駕するにいたった。また四六～五五年間の総農業生産の増加率は実に六一%にも達したのである。それに反し、アメリカを除く世界の他の地域は、同期間平均して約三〇%前後の伸びしか示していない。最も増加率の低いのが北アメリカで、同期間においてわずかに五・二%増にすぎない。世界の他の地域に比べて、戦後五〇年代前半までの西ヨーロッパにおける農業生産の伸びがいかに急速であったかが分るであろう。そしてまたそれは、西ヨーロッパにおける国家の増産政策・保護政策がいかに強いものであったかを同時に証明しているといえるであろう。

ところが以上のような戦後西ヨーロッパにおいて推進された強力な国内農業保護政策も五〇年代も半にさしかかって転機を迎えるのである。それを明らかにするために、まずEEC諸国における主要農産物の自給度が、これまでの増産政策によってどのように推移したかを第8表によってみることにしよう。

まずEEC全体についてみると、一九四六／五二年においてパン用および粗粒穀物でほぼ七〇%、動物性産品ではすでに九〇～一〇〇%の自給度に達している。さらに五七／五八年にいたっては、穀物類で平均八〇%、その中でも小麦が九二%に達し、また動物性産品はさらに自給度を高めてほとんど一〇〇%に達している。EEC六カ国の中では、西ドイツ、ベルギー・ルクセンブルクの自給率が低い。それでもたとえば、小麦についてみると、四八／五二年における自給率が西ドイツ五〇%、ベルギー・ルクセンブルク五八%であったのに対し、五七／五八年には、それぞれ六五%、六六%と著しく自給率を高めた。それに対して自給率の高い他の三国についてみると、まずフランスとイタリアが自給

第 8 表　EEC各国の主要農産物自給度（%）

	ベルギー・ルクセンブルク		フランス		西ドイツ		イタリー		オランダ		EEC計	
	1648/52	1957/58	1948/52	1957/58	1948/52	1957/58	1948/52	1957/58	1948/52	1957/58	1948/52	1957/58
小麦	58	66	97	110	50	65	81	105	30	29	76	92
大麦	45	37	89	128	76	66	82	56	47	37	75	80
とうもろこし	1	1	47	80	3	2	97	86	6	1	60	60
馬鈴薯	—	96	—	102	—	99	—	100	—	146	—	103
砂糖	103	110	41	100	61	85	92	116	70	93	81	94
野菜	—	100	—	98	—	82	—	112	—	146	—	101
果実	—	80	—	64	—	50	—	129	—	87	—	87
卵	100	109	99	94	69	60	97	88	119	171	95	89
バター	70	99	94	102	94	93	88	78	254	194	98	101
チーズ	32	31	101	103	87	77	102	99	189	200	101	99
牛肉	89	97	100	98	93	87	87	74	90	103	95	91
豚肉	100	101	99	99	96	95	100	90	123	132	99	99

資料出所　U. N., Economic Survey of Europe, 1961. Chap III. p. 35. ただし馬鈴薯、野菜、果実は CEPES, Agrarpolitik in der EWG, 1958. S. 32, 3.

率の点からみると似かよった構成を示しているが、五七／五八年において、フランスでは小麦、大麦、馬鈴薯、バター、チーズの生産が、またイタリアでも同年度において小麦、砂糖、野菜、果実がすでに国内需要を上回るにいたっている。オランダはとりわけ畜産への傾斜が強く、穀物類は西ドイツに比べてさえ自給度ははるかに低いが、動物性産品はいずれも国内需要を大幅に上回っている。なかでもバター、チーズの生産額は四八／五二年ですでに国内消費の二倍に達しているのである。

このようなEEC諸国における自給率の向上ということは、逆にいえば、それだけ輸入依存度が相対的に低下することを意味する。第8表に掲げる主要農産物に関する限り、(6) EECはすでに五七／五八年で自給率九〇%に達しているのであるから、総需要の約一〇%を域外から輸入すればすむという計算になる。しかし、これはEECを全体としてみた場合、すなわち六ヶ国を完全な一国と仮定した場合にそういえるのであって、現実の六ヶ国の農産物輸出入を総計した実態がそのようになっていることを意味するものではない。各国は自国の必要とする農産物を必ずしも域内から輸入するとは限らないからである。事実第9表が示すように、EECにおける五四―五六年平均の食糧・嗜好品・タバコの総輸入額のうち、域内から輸入される割合は、わずかに一八・三%にすぎない。そのうちたとえば、酪農製品は総輸入のうち域内からの分は五三%と比較的高いが、穀物は七・九%を占めているにすぎないという事実が注目されるのである。

(註) 6、コーヒー、ココア等の熱帯性産品および羊毛、棉花等の原料農産物は、これまでのところ主として自然条件の制約のため域内では全然ないし少量しか生産されていない。この点で、アフリカを中心とするEEC連合諸国の「補完的役割」が今後のEEC農業にとって注目されるところである。(P. Erdman und P. Rogge, Die Europäische Wirtschaftgemeinschaft und die Drittländer, 1960. S. 113.)

第9表　EEC農産物輸入の産品別・地域別構成

1954—56年平均、単位百万ドル・%

	合　計	EEC	連合諸国	第三国
食糧・嗜好品・タバコ	(4199.2)			
	100.0	18.3	21.1	60.6
生畜・肉・魚	100.0	25.9	6.8	67.3
酪農製品	100.0	53.0	0.7	46.3
穀物菜	100.0	7.9	10.5	81.6
果実・野	100.0	31.7	27.3	41.0
コーヒー・茶・ココア	100.0	2.7	27.5	69.8
タバコ	100.0	4.5	8.9	86.6
その他	100.0	19.8	47.8	32.4
油・油料種子	(851.8)			
	100.0	8.0	25.1	66.9
原料農産物	(3328.3)			
	100.0	10.4	5.3	84.3
皮ム	100.0	12.6	0.5	86.9
材	100.0	1.1	5.9	93.3
繊	100.0	7.4	6.8	85.8
毛ゴ木	100.0	9.9	3.9	86.2
その他	100.0	34.4	11.4	56.2
農産物計	(8,379.3)			
	100.0	13.9	15.2	70.9

資料出所　P. Erdman/P. Rogge, Die Europäische Wirtschaftgemeinshaft und die Drittländer, 1960. S. 151

以上簡単にみてきたように、戦後の西ヨーロッパ、その中のEEC諸国の農業（および農政）の動向と実態をふりかえってみれば、なにゆえに一九五〇年代当初に、そしてフランス、オランダの主導のもとに西ヨーロッパ農業統合の構想が、展開されてきたかを、おおよそ検討づけることができるであろう。

それを一言にしていえば、価格支持を主柱とする国内農業保護（増産）政策は、戦後の深刻な食糧危機を回避し、同時にいわゆる「ドル・ギャップ」を最小限にくいとめる役割を果たすことによって、西ヨーロッパ独占資本の復興に寄与しえたが、やがて五〇年代後半にいたって、一方で独占資本の再生産機構が一応整備されると共に、他方価格支持を中心とする保護政策の内包する矛盾—小農経営のもとでの相対的過剰生産の徴候を、[7] とりわけフラン、オランダにおいて生みだすにいたったということである。

(註) 7、ほぼ五四年以降、西ヨーロッパ諸国でも過剰化傾向が現われ始め、それとともに従来の価格支持政策にたいする反省が現われてきたことをMCAF第二回報告書も指摘している。(OEEC, Agricultural Policies in Europe and North America-Price and Income Policies-1957. P. 421. ff.

しかも、EEC域内は全体としてみれば、主要農産物のほとんどについて自給率九〇%にまで達しているにかかわらず、域内農産物輸入の五分四はアメリカを中心とする域外諸国からの輸入によってみたされているということである。国内需要をはるかに上回る過剰生産力をもつにいたったフランス、オランダ、イタリアが、域内各国の、とりわけ西ドイツ[8]の貿易障壁を除去し、さらに域外農産物輸出国を域内農産物市場から排除すべく、共同市場を設立しようとした背景はおよそ明らかであろう。[9]

(註) 8、共同農業市場設立にたいする西ドイツの態度は消極的である。たとえば西ドイツの有名な農業理論家であるF・バーデは、西ドイツ農業の利害を次のようにのべている。「ドイツはEECの中で最大の農産物輸入国である。他の加盟国は、従来以上に多くの農産物をドイツに売ることに関心をもっている。関税の廃止とその他の輸入制限を除去することによって、かれらにそのことを容易にすることは、かれらがかわりに工産物(とりわけドイツの)に対する関税を引下げ、そして輸入障害を取り除く場合にのみ、ドイツ経済に要求しうることである。このような前提のもとでのみドイツのEEC加盟はドイツ農業にとっても耐えうるものとなろう。なぜならば、それによってのみ非農業部門の生産性が高められ、その結果、農業は消費者の購買力の増加によって販路を拡大する可能性を与えられ、加盟諸国の農産物にたいする関税と輸入制限の除去によって蒙る犠牲のいくぶんかを償いうるからである」。(F. Baade, Die Deutsche Landwirtschaft im Gemeinsamen Markt, 1958. S. 24～25.)

また工業資本の利害からいっても積極的ではありえない。なぜなら農産物を域内(とくにフランス)から輸入するよりも、従来どうり域外から多く輸入した方が割安というだけでなく、このような農産物輸入政策が戦後西ドイツ独占資本の輸出拡大を支える一つの重要な条件となしてきたからである。(Gündel. Heiniger. Hess. Zieschang,

Die Labilität des Wirtschaftsystem in Westdeutshland, 1963. S.212～220.）共同市場の成立によって、農産物の域内輸入が増加することは、それだけ域外における既得の工産物輸出市場の維持を困難にする可能性が生じる。したがって、工業資本の利害からいっても、西ドイツは域内への工産物輸出拡大の保証が得られる限りで、農業共同市場設立に協調しうるという関係にしかないといってよいであろう。

（註）9、EEC委員会第一回報告書は、農業における市場政策の基本は、域内過剰問題の処理にあることを次のように強調している。「過去において農業所得を増大する試みは、増産というあまりに一面的な原則に依拠しすぎていた。確かにそれは労働生産性の著しい上昇をもたらした。しかし生産の増加が今や市場における新たな困難を生みだした。……それ故に、（EEC）共通農政の枠内における市場政策の第一原則は、生産と市場間の有機的均衡をつくりだすよう配慮されるものでなければならない」。（EEC, First General Report, 1958. P. 70.）

三、EECと世界農産物市場

㈠、㈡において、共同農業市場成立の背景および共通農政の内容を大まかにみてきた。そこで最後に共通農政の実施が世界農産物市場に、あるいは域外農業に与える影響を簡単に検討しておこう。そのために先ず、戦後世界農産物市場の一般的趨勢とその中でのEEC農業の地位を確認しておこう。

すでに㈡において、戦争がもたらした世界農業生産における変化のうちの最も大きな特徴の一つとして、北アメリカにおける生産の激増と西ヨーロッパにおける激減という事実を指摘した。またそのことが、その後の西ヨーロッパの農業生産および農政をどのように規制したかを、EEC共同農業市場成立との関連で簡単に指摘した。ところで、戦争がもたらしたこのような事態が続きえた終戦直後の数年間は、「北アメリカ諸国では、いかにして……新たに開発された輸出市場（余剰農産物の―筆者）を維持し、あるいは発展させるかが主要問題であり、それに反して、ほとんどのヨー

ロッパ諸国では、いかにして食糧不足を克服し、同時にそれによってインフレを収束し、外貨を節約するかが主要問題であった。(1)」

(註) 1、OEEC, Agricultural Policies in Europe and North America, 1957. p. 420～421.

しかしヨーロッパ諸国に関していえば、ここに示されるような事態も、五〇年代に入って農業生産の急速な回復と増産によって一変する。五〇年も半にさしかかる頃には、西ヨーロッパ諸国でもフランス、オランダ、イタリアなどに部分的な過剰生産の傾向をさえ示し始めるにいたったからである。そしてほぼこの頃から、資本主義世界の農業構造も大きく変化し、それと共に世界農産物市場は全般的に過剰生産の徴候を濃くしてくるのである。それはあたかも戦後世界資本主義の歴史における大きな転換点—すなわち、五〇年代に入ってアメリカの金流出が始まり、世界資本主義におけるアメリカの地位が相対的に後退しだすに反して、西ヨーロッパおよび日本がその地位を急速に高め始める時期—と一致していた。

このような世界農産物市場における変化は、なによりも五〇年以降の世界的な農産物過剰ストックの増加、農産物輸出単価の低下傾向の中に如実に示されているといってよい。

第10表によって世界における主要農産物の在庫の動きをみると、まず小麦の在庫が、アメリカにおいて五二—六二年の間に約五倍に増加し、カナダ、アルゼンチン、オーストラリアを含めた四大輸出国でも約三・五倍に増加している。粗穀類在庫もアメリカ、カナダの二大輸出国で同期間に約三倍に増加し、さらにバターが約四倍、主要熱帯産品の一つであるコーヒーが約八倍にも達している。砂糖、棉花、ゴムはほぼ横ばいを示しているが、それも絶対在庫量が依然として減少をみせないことを意味するにすぎない。その間、世界景気の変動、自然条件による豊凶作、政治的条件等によ

第 10 表　世界における主要農産物の推定在庫量 (1952年=100)

		1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962
小麦	アメリカ	100	236	363	403	401	353	343	503	511	549	507
	カナダ	100	176	285	247	268	337	298	271	276	280	180
	アルゼンチン	100	2,000	1,600	2,400	1,200	1,600	1,300	1,400	1,200	800	200
	オーストラリア	100	200	520	520	480	220	100	360	340	140	100
	四大輸出国	100	221	344	354	352	350	321	403	407	418	347
粗穀類	アメリカ	100	134	159	202	212	240	291	334	368	417	354
	カナダ	100	142	156	103	119	183	144	136	128	125	78
	二大輸出国	100	135	158	186	197	231	267	301	329	370	309
バター		100	193	229	157	143	186	150	121	200	336	414
砂糖		100	93	107	105	92	82	78	108	112	122	99
コーヒー		100	96	92	72	158	130	221	349	645	725	821
棉花		100	119	141	153	163	150	138	130	123	127	126
天然ゴム		100	99	100	104	104	101	104	96	105	105	99

(注) (1)　粗穀類=大麦、えん麦、らい麦、とうもろこし、もろこし

(2)　コーヒーはブラジル、コロンビア、象牙海岸、ウガンダ、アメリカの合計

出所：FAO, The State of Food and Agriculture 1963. Table II-13.

第 11 表　アメリカ商品金融公社（ＣＣＣ）の在庫額（百万ドル）

	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963
小麦	2,155	2,633	2,795	2,411	2,402	3,105	3,253	3,389	2,459	2,499
大麦	34	107	92	87	114	155	113	100	52	56
えん麦	32	58	60	32	32	57	27	24	21	26
とうもろこし	1,296	1,437	1,926	2,289	2,414	2,486	2,786	3,091	1,952	1,818
バター	245	212	44	21	60	26	35	54	191	227
大豆	10	70	20	95	131	247	114	6	214	129
アップランド綿	1,268	1,439	2,268	1,580	642	1,260	947	431	894	1,600
タバコ	270	406	535	609	590	594	441	393	321	461
その他	879	899	888	650	859	972	1,117	1,259	1,080	1,143
計	6,189	7,261	8,633	7,816	7,251	8,933	8,833	8,748	7,184	7,959

出所：U. S. Dept. of Agriculture, Commodity Credit Corporation, Report of financial conditions and operations 30 Apr. 1955～30 Apr. 1963.

る若干の起伏はあるが、概して五〇年以降において主要農産物の過剰在庫が累増してきたことがうかがわれるのである。とりわけそれは世界在庫総額の約七〇%を集中していると推定される北アメリカ[2]において顕著である。たとえばアメリカ合衆国の余剰在庫は、六三年において小麦[3]だけで約二五億ドル、全農産物についてみると約八〇億ドルという厖大な額に達しているのである（第11表参照）。

（註）2、FAO, The State of Food and Agriculture 1963. 邦訳、四三頁。

（註）3、戦後アメリカにおいてピークを示した六一年の小麦在庫量は、三〇年代の世界大恐慌時にピークを示した三三年における在庫量の約三倍にも達している。(Deutsches Wirtschaftsinstitute-Bericht, Nr. 19/1962. Die Agrarkrise in den USA. S. 8 (388). Tabelle 5.)

このような過剰在庫の圧力は、当然農産物の世界価格の推移に反映せざるをえない。第12表が示すように、農産物の世界平均輸出単価は五二―五三年以降、傾向的に低下している。ほぼ横ばいを示している食肉を除いて、他は軒なみに低下し、全農産についてみると五二―六二年の十年間に二〇%弱低落している。もちろん、この場合、戦後における生産力の著しい発展による価値水準の低下を考慮しなければならないが、戦後資本主義諸国ではほとんどどこでも潜在的なインフレ（クリーピング・インフレ）が進行していることを考えれば、農産物世界価格が不断に低下傾向を示してきている事実を否定することはできないのである。[4]

（註）4、農産物の世界輸出価格を一般物価指数でデフレートした実質単価でみると、すでに五八年において、たとえば小麦、大麦は三十年代大恐慌期の最低点（三一―三四年）に近い水準にまで低落している。岨氏は、それがパニックという形をとらないことから、「恐慌価格に接近した不況価格」とよんでいる。（岨常次郎「世界農業市場の二、三の問題」『世界経済評論』六一・三月号、二四頁）しかし、このように急激な価格崩落として現象しない点にこそ、

第 12 表　農産物の世界平均輸出単価（時価）（1952～53年平均＝100）

	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
全農産物	89.4	92.7	116.7	102.7	97.3	99.4	94.2
食糧、飼料	100.8	89.8	101.7	101.5	98.5	93.0	89.0
穀類	100.2	84.7	92.0	101,0	99.0	84.4	79.4
食用油、油料種子	106.2	95.1	123.2	98.2	101.8	96.8	86.8
食肉	86.6	81.1	93.9	99.6	100.4	102.5	101.9
酪農製品	108.5	83.7	92.9	101.4	98.6	95.5	95.4
飲料、タバコ	72.3	88.8	98.6	98.8	101.2	123.3	104.6
農産原料	82.5	100.8	157.3	107.9	92.1	92.2	95.5
	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962
全農産物	91.7	93.8	87.5	85.2	85.2	82.8	82.6
食糧、飼料	89.4	91.3	87.4	87.4	85.6	85.2	86.7
穀類	76.3	95.2	74.0	72.8	71.6	72.1	74.3
食用油、油料種子	90.8	90.4	90.1	97.8	92.4	85.7	82.9
食肉	101.2	100.6	104.3	105.7	109.1	107.2	106.2
酪農製品	96.7	90.8	80.6	91.9	90.4	84.5	84.8
飲料、タバコ	97.7	98.2	98.8	89.6	83.5	78.7	76.5
農産原料	91.0	94.7	78.7	77.9	85.9	81.7	80.1

資料出所：FAO, The State of Food and Agriculture 1963. Annex Table 16.

戦後の農業恐慌の特徴があるというべきであろう。それは基本的には戦後（国家独占資本主義段階）における恐慌

の形態変化に由来するとみるべきであろうが、その直接的原因としては、FAO年報も指摘するように、戦後の農産物価格支持および国家による過剰在庫の管理が三十年代に比べて非常に広汎かつ組織的になったことがあげられよう。(FAO, The State of Food and Agriculture 1955, p. 93.)

第 13 表　主要農産物の世界輸入における EEC のシェア

1957年、単位%

	EEC	イギリス	その他ヨーロッパ	北アメリカ	その他	世界輸入総計
穀物	27	19	12	4	38	100
砂糖	12	26	7	36	19	100
肉類	14	60	5	15	6	100
酪農品	24	43	5	4	24	100
油脂	44	16	12	9	19	100
野菜・果実	30	27	9	20	14	100
合計	26	30	9	12	23	100

(註) 1. ソ連、東欧、中共を除く
2. EEC諸国貿易を除く

出所：EEC Commission, Proposals for the Working-Out and Putting into Effect of the Common Agricultural Policy, 1960. p. I/46.

ところで以上の事実の中に示されているように、いわばなしくずし的な恐慌現象を現わしている世界農産物市場の中で、EEC農業はそれといかに結びつき、またその中でいかなる地位を占めているのであろうか。

すでにみたようにEEC諸国の農産物自給度の向上は著しいものがある。しかし、それでもEECは依然として世界最大の農産物輸入地域である。五七年における主要農産物の世界輸入におけるEECのシェアをみると、例えば穀物では世界輸入総計の二七%、肉類で一四%、酪農製品で二四%、野菜・果実で三〇%、主要農産物全体で二六%に達している(第13表)。これにイギリスのシェアを加えれば、世界総輸入の約六〇%が西ヨーロッパに集中しているのである。

しかし、これほど巨額なEECの農産物輸入のうち、

域内からの割合は約一四%にすぎず、これにEEC連合諸国からの約一五%を加えても、総輸入の約三〇%を占めるにすぎない。[5] (前掲第9表参照)。したがって残りの約七〇%が域外から輸入されるわけであるが、その内訳をみると、EEC以外のヨーロッパ諸国から約三〇%、海外の温帯諸国から三五%、海外熱帯諸国から三五%となっている (第14表)。

第 14 表　第三国からの農産物輸入内訳、1954～56年

	計	ヨーロッパ	海外 温帯	海外 熱帯
	%			
食糧・嗜好品、タバコ	100.0	29.7	33.9	36.4
生畜・肉・魚品	100.0	72.6	20.4	7.0
酪農製品	100.0	77.7	13.1	9.3
穀物菜アコ他	100.0	13.3	74.1	12.6
果実・野生	100.0	48.5	18.6	32.9
コーヒー、茶、ココ	100.0	1.6	1.1	97.3
タバコ	100.0	34.6	39.7	25.6
その他	100.0	33.8	27.6	38.5
油、油料種子	100.0	11.6	38.7	49.7
原料農産物	100.0	30.0	33.5	36.5
皮ム材	100.0	19.0	51.0	30.0
毛ゴ	100.0	0.7	0.2	99.1
天然繊維他	100.0	86.2	8.0	5.8
木天然繊維	100.0	8.8	49.9	41.3
その	100.0	31.0	14.5	54.4
農産物総計	100.0	28.1	34.2	37.7

出所 P. Erdman/P. Rogge, EWG und Drittländer. S. 151.

(註) 5、このことは域内の輸出余力が、EEC総輸入の一四%しかないことを意味するわけではない。事実、フランス、オランダ、イタリアを中心とするEEC農産物輸出(世界輸出の一四—五%のシェア)の過半は、共同市場成立以前においては域外にでている。今後はこの部分の多くが域内移出に向うと予想される。(P. Erdman/P. Rogge, a. a. O., S. 147.)

みられるように、世界農産物市場においてEECの占める比重—なかんず

く輸入において―は極めて大きく、かつ輸入品目ならびに輸入先が多様・多地域におよんでいる。それ故に、今後のEEC農業および農政の帰趨如何が、世界農産物市場に大きな影響を与えるであろうことが当然予想されるのである。

ところで、EEC農業の世界農産物市場に及ぼす影響を検討する場合、少なくとも次の二つの側面からみておく必要があろう。一つはEEC共通農政の対象となる温帯性農産物の輸出入に関連する側面であり、二つはEECとその連合諸国（assosiated countries）―主としてフランス、ベルギー系の旧アフリカ植民地諸国―との協約[6]の適用を受ける熱帯性農産物の輸出入に関連する側面である。

（註）6、EEC条約第四部にもとずく連合協約である。その内容は、貿易制限の相互廃止と連合国に対するEECの金融・技術援助を二つの柱としている。最初の協定は六二年までで終了し、六三年から新協定が結ばれた。その内容については前掲「EECの発展と展望」五三頁参照。

順序は逆になるがまず後者についていえば、連合諸国からEEC域内への熱帯性農産物輸出にたいしては、関税ならびに数量規制を漸次徹廃ないし軽減し、第三国からの輸入にたいしては域外共通関税を課することによって、連合諸国に特恵を与えることになっている。もちろんこの関係は形式的にはともかく実質的に対等な国際分業関係ではありえない。連合諸国に特恵を供与するということは、かれらに依然として植民地的モノカルチャー体制を固定化することによって、域内で生産されえない熱帯性の農産物（ならびに鉱山物）を安価に確保し、共通農政が目指す農産物アウタルキーを実現しようとすることを意味するにすぎないからである。それにしても、特定の熱帯産品産出地域がEECと特恵関係に入ることは、EECの輸入シェアが大きいだけに、過剰問題に当面している他の熱帯産品生産諸国の貿易をいっそう困難にする可能性は十分考えられるのである。

第15表 EECの主要熱帯産品輸入

	低開発諸国からの輸入に占める連合諸国の割合（%）		連合諸国からの輸入割合（%）	
	1957年	1961年	1957年	1961年
EEC計	12.2	12.1	100.0	100.0
ベネルックス	13.9	15.6	26.0	28.6
フランス	20.0	20.0	61.3	53.0
西ドイツ	4.2	4.0	8.8	10.1
イタリア	3.4	6.7	4.0	8.4

（註）主要熱帯産品とは、果実、コーヒー、ココア、茶、香料、採油用種子、油脂および木材である。

資料出所：U. N., Commodity Trade Statistics. Statistical Papers, series D.

もっとも旧協約期間の貿易の実績についてみるかぎりでは、EECの主要熱帯性産品輸入総額に占める連合諸国からの輸入割合は、一二%強で変化はみられず、特恵の効果は現われていないといってよい（第15表参照）。その主たる理由は、EEC諸国が、旧アフリカ植民地からなる連合諸国を、農産物・原料の補給地として、あるいは商品輸出市場として集団的に支配するという原則では一致しえても、その具体的な方策に関しては各国独占資本の—とりわけフランスと西ドイツの—利害が鋭く対立せざるをえないという点にある。連合諸国は大半が旧フランス領植民地である。フランスの立場からいえば、連合協約にもとずいて特恵を供与することは、かってフランスが与えていた特恵を他のEEC五ヶ国にまで拡大することによって、フランスの植民地的支配から脱しようとする諸国をつなぎとめようとすることを意味している。

それに対して西ドイツは、必要な熱帯性農産物を主として中南米、アジア、イギリス系アフリカ諸国から輸入し、いわば、それとひきかえに工産物輸出を維持・拡大してきた。したがって西ドイツは、無条件には、すなわち連合諸国への工産物輸出拡大の保証をフランスから得られない限り、中南米等からの熱帯性産品輸入が連合諸国からのそれにとっ

て替えられるような特恵を認めることができないのである。このようなEEC各国間の、とくにフランスと西ドイツ独占資本の「低開発国」支配をめぐる対立が、連合諸国が享受するはずであった特恵を実質上無効にしたのである。(7)

(註) 7、たとえば西ドイツは、バナナに対して域外共通関税の適用範囲を縮少するような関税割当措置をとり、熱帯性木材に対しては関税の引下げを一部停止し、さらにコーヒー、ココア、茶に対しては、むしろ域外関税を引下げる措置さえとった。(寺本光朗「欧州共同市場とアフリカ」『アジア・アフリカ研究』第二巻、第二号、二七頁。)

したがって、今後連合諸国のEEC向け農産物輸出がどのように推移するかは、フランスと西ドイツの対立と妥協がどのような帰趨をたどるか、また連合諸国がどこまでEECとの連合関係を継続していくかによって大きく左右され、単なる経済的な国際分業原理では律せられない問題である。しかし、協約の原則にしたがって、低開発国に対するEECの差別支配政策がジグザグな過程を経てであれ、進行するとすれば、その他の低開発国の輸出貿易に新たな複雑で困難な問題を生みだすことになるであろう。(8)

(註) 8、EECの対連合諸国特恵が実質的に効力を発揮する場合、予想される具体的な影響については、U. N, World Economic Survey, 1962. (Part I) Chapter IV. (p. 80—101) 参照。

このような熱帯産品問題に比べて、あるいははるかに深刻な影響を世界市場に与えると予想されるものは、直接にEEC共通農政の対象となる温帯性産品であろう。主としてフランス、オランダ、イタリアでは五〇年代後半に入って以降、強い農業保護政策のもとでの著しい生産力の発展によって、相対的過剰生産を生みだすにいたり、その結果、西ドイツを始めとする域内農産物需要の大半をそれによってカバーしうる状態にまで達した。そしてそれが、農業市場統合の主動力となったことはすでに指摘したところである。フランス、オランダは、相対的過剰生産という矛盾となって現

第16表　OEEC非加盟諸国からの農産物純輸入

	1950	1951	1952	1953	1954	1955
競合産品(1)	100	92	90	87	83	93
一部競合産品(2)	100	95	89	101	105	105
非競合産品(3)	100	104	108	119	122	126
計	100	95	92	97	98	103

(註) (1) 穀物、砂糖、肉、果実、野菜、バター、チーズ
(2) 羊毛、棉花、タバコ、油脂
(3) 茶、コーヒー、ココア、ジュート
資料出所：OEEC, Europe To-Day and in 1960, 1957. Vol. II, p. 95.

われた自国農業問題の解決の途を、域内への移出促進に求めたのであった。

そしてこのような傾向は、すでに共同市場成立以前から生じつつあったのである。西ヨーロッパ農業生産の回復と増産が急速に進むにつれて、域内農産物による域外輸入産物の代替過程が進行し、域外からの輸入は徐々に減少傾向をたどってきつつあった（第16表参照）。しかし、この域内輸出の増加傾向も、各国々内農業保護のための固い保護壁と相対的に安価な域外諸国産品の強い競争力のために、やがて限界につきあたらざるをえなかった。かくして、過剰問題がますます深刻の度を深めてきたフランス、オランダは自国産物の域内輸出を確保すべく農産物共同市場の設立をはかったのである。

ところで共通農政の実施によって、域内市場は強力な課徴金制で保護され、その枠の中で世界価格よりはるかに高い水準で価格支持政策が実施されようとしている。域内統一価格の実施によって、これまでの水準以上に価格が引上げられるフランスやオランダでは、それによっていっそう増産が刺激され、域内移出力を高めるであろう。それのみか共通農政は、共同基金からの輸出補

第17表　アメリカ農産物輸出の市場構成　　—1960年—

	全世界	EEC	EFTA
食料			
動物性食品	100.0%	18.8%	9.6%
(内)食肉	〃	35.7	13.9
穀物類	〃	16.1	15.3
果実・野菜	〃	15.2	18.9
その他	〃	18.1	27.2
飲料・タバコ	〃	18.7	43.0
原料(非食品)			
皮	〃	29.3	15.3
油種子	〃	41.5	11.8
木材パルプ	〃	28.7	20.3
繊維	〃	36.0	12.9

(注) 二見昭「アメリカ農業の当面する問題」(「世界経済評論」6/1962.)

第18表　EEC の輸入動向、1957—61年　(指数、1957年=100)

		1958	1959	1960	1961
全商品	EEC輸入総額	93	100	118	129
	EEC内輸入	96	107	130	151
	第三国からの輸入	92	96	112	119
一次産品	EEC輸入総額	90	95	105	110
	EEC内輸入	90	100	116	125
	第三国からの輸入	90	93	102	106
工業製品	EEC輸入総額	98	107	137	159
	EEC内輸入	98	109	136	163
	第三国からの輸入	98	106	139	153

資料出所　U. N., Monthly Bulletin of Statistics, March 1963.

助金支出によって、世界市場への積極的な進出を志向しているのである。

このような共通農政の方向が実現されていく場合、大きな打撃を蒙るのは、いうまでもなくEECと直接的な競合関係にある温帯性農産物輸出国である。とりわけアメリカがそうである。アメリカは戦後一貫して、EEC諸国を自国の余剰農産物の最大の輸出市場としてきただけに、その影響は最も深刻である（第17表参照）。EECの保護主義の強化に対する対抗措置としての通商拡大法（六二年）、関税一括引下げ要求も、このようなEEC農政の進路をどこまでふさぎうるか疑問である。

第18表が示すように、EEC設立以後、EEC農産物輸入総額中に占める域内移入の割合は着実な速度で増大しつつある。それに反し、第三国からの輸入は、熱帯性産品を含めても、概して停滞ぎみである。六二年八月から実施された域外課徴金制が本格的に機能しだすにつれ、この傾向はいっそう促進される可能性が強い。やがてEEC農業が域外輸出余力を大幅に増すにいたれば、さなきだに長期・慢性的な恐慌現象を呈している世界農産物市場をいっそう圧迫し、農産物過剰処理をめぐる農業問題における対立の激化が、各帝国主義間の利害対立のますます重要な一環となる可能性が増大すると予想されるのである。

（六四・二・二〇）